

いない光化学オキシダントやベンゼン及び降下ばいじんについて、対策を総合的かつ計画的に推進していく。

また、**固定発生源対策**として、法や県条例等に基づく排出基準等の遵守徹底を指導するとともに、良質燃料の導入や最新の公害防止技術の導入について指導を実施する。

(2) **自動車交通公害対策**

当地域内における自動車交通量は年々増加しており、国道10号、国道210号、市道下郡宮崎大通り線において自動車排出ガスによる大気汚染及び自動車交通騒音の防止を図るため、発生源対策、交通流・交通量対策、道路構造対策等の施策を実施する。

3 **公害防止対策事業の推進状況**

第8次大分地域公害防止計画は、平成19年10月に環境大臣から策定指示があり、翌20年3月に同意を得ている。

公害防止計画に基づく公害防止対策事業は、地方公共団体が主体となって実施するものと事業者が実施するものとに大別され、第8次計画における事業経費は、地方公共団体が約23.2億円、事業者が約233.9億円と見込まれており、平成22年度末までに計画の目標が達成されるよう努め、各施策等を推進する。

第7節 公害紛争等の適正処理

第1項 公害苦情及び紛争の処理

1 公害苦情の現況

(1) 公害苦情の総件数

平成20年度に県及び市町村が新たに受理した公害に関する苦情件数は、860件で、前年度に比べ17件減少した。

苦情の原因は、大気汚染246件（28.6%）、水質汚濁128件（14.9%）、騒音162件（18.9%）、振動4件（0.5%）、悪臭170件（19.8%）等の典型7公害に含まれるものが712件（82.8%）、それ以外のは148件（17.2%）である。

平成19年度と比較すると、大気汚染（+40件）、水質汚濁（+19件）、土壌汚染（+2件）については苦情件数が増加した。一方、騒音（-3件）、振動（-8件）、悪臭（-1件）、廃棄物の不法投棄等典型7公害以外（-66件）については苦情件数が減少した。

公害苦情の種類別新規件数の年度毎推移及び平成20年度の公害苦情の内訳は、図7-1a及び図7-1bのとおりである。

(2) 公害苦情の処理状況

平成20年度に処理した苦情は、新規処理860件に前年度からの繰り越し分28件を加えた888件で、このうち859件（96.7%）が受理機関において解決され、翌年度への繰越件数は29件となっている。

図7-1 a 公害苦情件数の推移

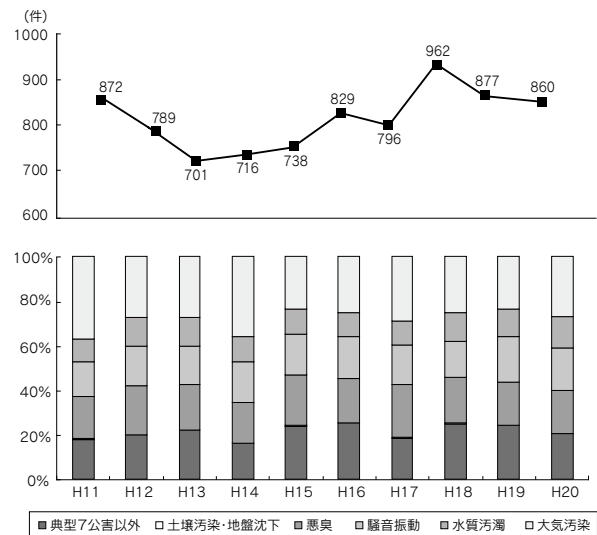
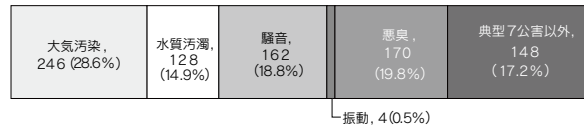


図7-1 b 公害苦情件数の内訳



2 公害苦情・紛争処理の対策

公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）は、公害紛争について、迅速かつ適切な解決を図ることを目的として制定されたもので、この法律に基づき、国には公害等調整委員会が、都道府県には公害審査会が設置され、あっせん、調停、仲裁等の方法により紛争の処理が行われる。

さらに、この法律では、公害紛争の未然防止の観点から、公害苦情の適切な処理に努めるべき地方公共団体の責務を明らかにしており、より地域に密着した公害苦情、紛争の処理を実現している。

(1) 公害審査会

公害紛争処理法に基づき、県では、大分県公害紛争処理条例（昭和45年大分県条例第38号）を制定し、昭和45年11月に大分県公害審査会を設置した。

審査会は、法律、公衆衛生、産業技術等の学識経験者10名から構成され、委員の任期は3年である。公害紛争が生じた場合、紛争当事者からの申請により、あっせん、調停及び仲裁を行う。

なお、本年度までに係属した事件は、ゴルフ場農薬等被害防止建設差止請求事件（平成3年10月受付、平成5年3月調停打切）、下水道終末処理場建設に係る調停申請事件（平成7年11月受付、平成8年8月調停打切）、ガソリンスタンド土壤汚染浄化工事実施協力に係る調停申請事件（平成17年3月受付、平成17年12月調停成立）がある。（大分県公害審査会委員 資料編 2-(3)）

(2) 公害苦情相談員

公害苦情は、地域住民に密着した問題であり、公害紛争の前段階ともいえるものであるから、その迅速かつ適切な処理は、住民の生活環境を保全するためにも、また、将来の公害紛争を未然に防止するうえでも重要である。

このため、県及び市町村は、公害紛争処理法に基づき公害苦情相談員制度を設け、公害苦情の適切な処理を図っている。

第8節 地域環境保全基金

県では、「地域環境保全対策費補助金（環境省）」により、平成2年3月に大分県地域環境保全基金を創設した。

この基金は、財源を安定的に確保し、地域環境を保全するための各種の地域環境保全推進事業を実施するためのもので、基金の運用から生ずる収益を、環境の保全に関する知識の普及、地域における環境保全活動に対する支援、その他の地域の環境を保全するための活動の推進に要する経費に充当している。

また、これまでに個人及び団体から23件、合計12,509千円（平成21年12月末現在）の寄付を受け入れている。

なお、平成21年6月から開始したレジ袋の無料配布中止の取組に伴う収益金について、事業者からの申し出により、県が実施する環境関連事業に活用する目的で、寄付として同基金に受け入れている。（上記23件のうち2件、金額1,375千円）